午後　２時００分開議

◎開議の宣告

○議長（永井一行君）　本日は、定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しております。

よって、本日の会議を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案審議に入る前に、９番議員、林幸司君から発言の申出がありましたので、これを許可します。

９番議員、林幸司君。

○９番（林　幸司君）　３月５日の一般質問の発言の中で、発言取下げ申請書を皆さんのお手元に配ったとおり、不適切な発言がございましたので、発言の取消しをお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君）　お諮りいたします。

ただいま、林幸司君より、過日行われた一般質問の発言に対する発言の取消しについて、お手元に配付した発言取下げ申出書のとおり発言を取り消すことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君）　異議なしと認めます。

次に、教育長から発言の申出がありましたので、これを許可します。

教育長。

○教育長（小野和好君）　本３月議会の３月５日、林栄一議員さんの一般質問③異なる指定文化財の維持管理費を現状に合わせた保存支援につなげてほしいに対する教育長答弁の字句に、誤解を招く字句がありました。答弁中、保険料については管理者が支出すべきとの意見にまとまりましたと答弁しましたが、保険料については、所有者が支出すべきとの意見にまとまりましたに訂正させていただきたいと考えます。よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君）　お諮りいたします。

ただいま、小野教育長より、過日行われた一般質問に対する答弁の訂正の申出がありま

した。訂正することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君）　異議なしと認めます。

◎日程第１　議案第１号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

○議長（永井一行君）　これより議案審議に入ります。

日程第１、議案第１号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についての議案につきましては、本定例会第１日目において上程し、村長から提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第１号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　これにて討論を終結いたします。

これより、議案第１号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君）　挙手全員であります。

よって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

◎日程第２　議案第２号　昭和村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（永井一行君）　日程第２、議案第２号　昭和村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての議案につきましても提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第２号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　これにて討論を終結いたします。

これより、議案第２号　昭和村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君）　挙手全員であります。

よって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

◎日程第３　議案第３号　昭和村の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（永井一行君）　日程第３、議案第３号　昭和村の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての議案につきましても提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第３号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　これにて討論を終結いたします。

これより、議案第３号　昭和村の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君）　挙手全員であります。

よって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

◎日程第４　議案第４号　昭和村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について

○議長（永井一行君）　日程第４、議案第４号　昭和村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定についての議案につきましても提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第４号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　これにて討論を終結いたします。

これより、議案第４号　昭和村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君）　挙手全員であります。

よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

◎日程第５　議案第５号　昭和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（永井一行君）　日程第５、議案第５号　昭和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての議案につきましても提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第５号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　これにて討論を終結いたします。

これより、議案第５号　昭和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君）　挙手全員であります。

よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

◎日程第６　議案第６号　昭和村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（永井一行君）　日程第６、議案第６号　昭和村地域包括支援センターの職員及び

運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての議案につきましても提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第６号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　これにて討論を終結いたします。

これより、議案第６号　昭和村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君）　挙手全員であります。

よって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

◎日程第７　議案第７号　昭和村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

○議長（永井一行君）　日程第７、議案第７号　昭和村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についての議案につきましても提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第７号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　これにて討論を終結いたします。

これより、議案第７号　昭和村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君）　挙手全員であります。

よって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

◎日程第８　議案第８号　昭和村第６次総合計画基本構想の策定について

○議長（永井一行君）　日程第８、議案第８号　昭和村第６次総合計画基本構想の策定についての議案につきましても提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第８号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　これにて討論を終結いたします。

これより、議案第８号　昭和村第６次総合計画基本構想の策定についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君）　挙手全員であります。

よって、議案第８号は原案のとおり可決されました。

◎日程第９　議案第９号　村道路線の変更について

○議長（永井一行君）　日程第９、議案第９号　村道路線の変更についての議案につきましても提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第９号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　これにて討論を終結いたします。

これより、議案第９号　村道路線の変更についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君）　挙手全員であります。

よって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１０　議案第１０号　令和６年度昭和村一般会計補正予算（第５号）について

○議長（永井一行君）　日程第10、議案第10号　令和６年度昭和村一般会計補正予算（第５号）についての議案につきましても提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第10号について質疑に入ります。

林幸司君。

○９番（林　幸司君）　全員協議会で詳細な説明がありましたので、ダブらないようお聞きしたいと思います。

令和６年度、今年度の最終的な補正予算ということで、決算につながる各項目の増減調整が行われていますが、４ページ、地方交付税について、税収増に伴い国が約１兆円の普通交付税を追加交付しました。本村にも6,936万5,000円が増額交付されました。この約7,000万円は、補正予算のどこに、何に充当して使われているのか伺います。総務課長。

○議長（永井一行君）　総務課長。

○総務課長（堤　美徳君）　林幸司議員さんの、地方交付税の追加交付についてのご質問にお答えをいたします。

地方交付税は、地方交付税法第３条第２項で、国は交付税の交付に当たっては、地方自治の本旨を尊重し条件をつけ、又はその使途を制限してはならないと規定されております。このように、地方交付税は、補助金などの特定の事業に限定される特定財源ではなく、一般財源として扱われ、村税と同じように地方団体の裁量により使うことができる財源であります。

今回の地方交付税の追加交付については6,936万5,000円となりますが、そのうち臨時財政対策債償還基金費として交付された分は、令和７年度及び令和８年度分の臨時財政対策債の償還額の２分の１ずつの金額が交付されたものであります。合計1,739万6,000円を減債基金に積み立てることとしております。その他の分につきましては、令和６年度に行っている事業の財源として使用されておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（永井一行君）　林幸司君。

○９番（林　幸司君）　次に、13ページ、学校建築基金積立金について伺います。

ふるさと基金から３億円を繰り入れ、学校基金に積み立てています。つまり、ふるさと納税の寄附金３億円を統合小中学校の建設資金として活用するということになります、間違いありませんでしょうか。

あわせて、令和６年度末の学校校舎建設基金の残高見込額と、全ての各種基金の合計見込残額は幾らになるのか、あわせて説明していただければありがたいと思います。

○議長（永井一行君）　総務課長。

○総務課長（堤　美徳君）　それでは、ただいまの学校建築基金積立金について答弁させていただきます。

まず、ふるさと納税の寄附金３億円を統合小中学校の建設資金として活用するというこ

とになります、間違いありませんかということですが、これは間違いございません。

それから、令和６年度末の学校校舎建築基金の残高見込額と、全ての各種基金の合計見込額は幾らかということでございますけれども、学校建築基金、これは、現時点での予算ベースでお答えをさせていただきます。

まず、学校校舎建設基金ですけれども、５年度末で13億8,079万8,501円でありました。令和５年度の決算剰余金の５％を積み立てるということでありますので、その金額が2,126万8,565円で、今回の補正で３億300万円、合計で17億506万7,066円の見込額となります。

それと、各種基金の合計見込みですけれども、まず、特別会計と事業会計を除く基金ですけれども、68億7,445万7,009円の合計見込額となります。そして、特別会計と事業会計を含めますと71億7,989万8,547円となります。

申し訳ありません、先ほど、訂正お願いします。

一般会計、特別会計と事業会計を除く合計ですけれども、すみません、もう一度申し上げます。68億7,486万1,009円となります。そして、特別会計、事業会計を含めますと71億8,030万2,547円の見込額となりますので、よろしくお願いをいたします。

○９番（林　幸司君）　終わります。

○議長（永井一行君）　ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　これにて討論を終結いたします。

これより、議案第10号　令和６年度昭和村一般会計補正予算（第５号）についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君）　挙手全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１１　議案第１１号　令和６年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について

○議長（永井一行君）　日程第11、議案第11号　令和６年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第３号）についての議案につきましても提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第11号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　これにて討論を終結いたします。

これより、議案第11号　令和６年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第３号）についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君）　挙手全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１２　議案第１２号　令和６年度昭和村介護保険特別会計補正予算（第３号）について

○議長（永井一行君）　日程第12、議案第12号　令和６年度昭和村介護保険特別会計補正予算（第３号）についての議案につきましても提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第12号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　これにて討論を終結いたします。

これより、議案第12号　令和６年度昭和村介護保険特別会計補正予算（第３号）についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君）　挙手全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１３　議案第１３号　令和６年度昭和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について

○議長（永井一行君）　日程第13、議案第13号　令和６年度昭和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についての議案につきましても提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第13号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　これにて討論を終結いたします。

これより、議案第13号　令和６年度昭和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君）　挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１４　議案第１４号　令和６年度昭和村簡易水道事業会計補正予算（第２号）について

○議長（永井一行君）　日程第14、議案第14号　令和６年度昭和村簡易水道事業会計補正予算（第２号）についての議案につきましても提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第14号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　これにて討論を終結いたします。

これより、議案第14号　令和６年度昭和村簡易水道事業会計補正予算（第２号）についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君）　挙手全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１５　議案第１５号　令和６年度昭和村下水道事業会計補正予算（第２号）について

○議長（永井一行君）　日程第15、議案第15号　令和６年度昭和村下水道事業会計補正予算（第２号）についての議案につきましても提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第15号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　これにて討論を終結いたします。

これより、議案第15号　令和６年度昭和村下水道事業会計補正予算（第２号）についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君）　挙手全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１６　議案第１６号　令和７年度昭和村一般会計予算について

◎日程第１７　議案第１７号　令和７年度昭和村国民健康保険特別会計予算について

◎日程第１８　議案第１８号　令和７年度昭和村介護保険特別会計予算について

◎日程第１９　議案第１９号　令和７年度昭和村後期高齢者医療特別会計予算について

◎日程第２０　議案第２０号　令和７年度昭和村簡易水道事業会計予算について

◎日程第２１　議案第２１号　令和７年度昭和村下水道事業会計予算について

○議長（永井一行君）　日程第16、議案第16号　令和７年度昭和村一般会計予算についてを議題といたします。

お諮りいたします。

日程第16、議案第16号　令和７年度昭和村一般会計予算について、日程第17、議案第17号　令和７年度昭和村国民健康保険特別会計予算について、日程第18、議案第18号　令和７年度昭和村介護保険特別会計予算について、日程第19、議案第19号　令和７年度昭和村後期高齢者医療特別会計予算について、日程第20、議案第20号　令和７年度昭和村簡易水道事業会計予算について、日程第21、議案第21号　令和７年度昭和村下水道事業会計予算についてを一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君）　異議ないものと認め、一括議題といたします。

本案につきましては、予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、藤井貞充君。

〔予算審査特別委員会委員長　藤井貞充君発言〕

○予算審査特別委員会委員長（藤井貞充君）　予算審査特別委員会委員長報告を行います。

令和７年第１回昭和村議会定例会において、議員全員で構成する本特別委員会が設置され、付託を受けた事件について、３月５日、６日、７日、12日の４日間にわたり特別委員会を開催し、審査をいたしました。

審査に当たっては、説明者として村長、教育長、課長らの出席をいただき、慎重に審議を重ねましたので、その結果を、会議規則第77条の規定に基づき報告いたします。

議案第16号　令和７年度昭和村一般会計予算について、審議の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第17号　令和７年度昭和村国民健康保険特別会計予算について、審議の結果、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第18号　令和７年度昭和村介護保険特別会計予算について、審議の結果、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第19号　令和７年度昭和村後期高齢者医療特別会計予算について、審議の結果、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第20号　令和７年度昭和村簡易水道事業会計予算について、審議の結果、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第21号　令和７年度昭和村下水道事業会計予算について、審議の結果、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上を申し上げまして、予算審査特別委員会における令和７年度予算審査についての委員長報告とさせていただきます。

○議長（永井一行君）　お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑は総括的に行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君）　異議ないものと認め、質疑は総括的に行うことに決定いたしました。

これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

なお、討論並びに採決については各議案ごとに行います。

日程第16、議案第16号　令和７年度昭和村一般会計予算について、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

林幸司君。

○９番（林　幸司君）　令和７年度一般会計予算案について、反対の理由を申し上げます。

コンニャクなど農家への支援策についてでございますが、全員協議会でも一般質問でも申し上げましたが、大暴落に物価高騰で、まさに存亡の危機的な状況にあります。新規事

業で持続的なコンニャク生産を支える総合対策290万円が計上されましたが、全額県補助金で、村単独予算はゼロ円です。村長が農家を支援するどころか、見殺しにする姿勢では賛成できません。

次に、官製ワーキングプア、会計年度任用職員についてですが、質疑でも明らかにしましたが、正規職員92人、会計年度任用職員71人、非正規の会計年度任用職員が年々増やされ44％となっています。

全国的にも、派遣やパートなど非正規雇用が４割にもなるなど、雇用破壊が進められ、格差社会が広がり、少子化に拍車をかけています。景気をよくし貧困を解消するためにも、正社員が当たり前、同一労働同一賃金など、東欧先進諸国のようにしなければ日本沈没です。

保育園・給食センター・学童クラブ・昭和の湯など、ほとんどが女性の非正規職員であり、ジェンダー平等からしても容認できません。

さらなる待遇改善はもとより、官製ワーキングプア、人事行政の改善を強く要求し、反対の理由とさせていただきます。

○議長（永井一行君）　ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　次に、賛成討論の発言を許します。

加藤生君。

○１０番（加藤　生君）　令和７年度の当初予算への賛成意見を述べさせていただきます。

長年の懸案事項であった、大河原小学校区卒業生の生徒さんをスクールバス運行によって昭和中への通学への足を確保したことは、大きく通学時の安心安全に寄与するものと思います。

また、ＧＩＧＡスクール構想により、１人１台端末整備、これらは、教育こそ村がのびゆく子供たちの明るい未来を築いていく礎だという信念だと思います。

やさしく健やかな健康な福祉の村づくりに向けて、高齢者世帯等へエアコン設置補助の新設、またワクチン接種等、それから、美しく安全な生活環境の村づくりに向けて、消防ポンプ車購入事業など、村民の生活の向上に向けての気配りがなされていると感じます。

これらを総合的に判断して、賛成の意見とさせていただきます。

○議長（永井一行君）　ほかに討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　これにて討論を終結いたします。

これより、議案第16号　令和７年度昭和村一般会計予算について採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君）　挙手多数であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第17号　令和７年度昭和村国民健康保険特別会計予算について、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　これにて討論を終結いたします。

これより、議案第17号　令和７年度昭和村国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君）　挙手全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第18号　令和７年度昭和村介護保険特別会計予算について、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　これにて討論を終結いたします。

これより、議案第18号　令和７年度昭和村介護保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君）　挙手全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第19号　令和７年度昭和村後期高齢者医療特別会計予算について、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　これにて討論を終結いたします。

これより、議案第19号　令和７年度昭和村後期高齢者医療特別会計予算についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君）　挙手全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第20号　令和７年度昭和村簡易水道事業会計予算について、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　これにて討論を終結いたします。

これより、議案第20号　令和７年度昭和村簡易水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君）　挙手全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第21号　令和７年度昭和村下水道事業会計予算について、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　これにて討論を終結いたします。

これより、議案第21号　令和７年度昭和村下水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君）　挙手全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎日程第２２　議案第２５号　昭和村の大地からの贈り物をたくさん食べよう推進条例の制定について

○議長（永井一行君）　日程第22、議案第25号　昭和村の大地からの贈り物をたくさん食べよう推進条例の制定についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君）　村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長　髙橋幸一郎君発言〕

○村長（髙橋幸一郎君）　議案第25号　昭和村の大地からの贈り物をたくさん食べよう推進条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

昨今の世界情勢の急激な変化による燃料及び資材等の価格高騰、気候変動による気温の上昇や、コンニャク芋の価格低迷などにより、本村の農業者が非常に厳しい経営を強いられています。

このため、村と生産者及び事業者の役割を定め、村の農畜産物の消費拡大を推進し、安定した農業経営への支援を行うとともに、村民の健康増進を図ることを目的に本条例を制定するものであります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますのでよろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君）　これより議案第25号について質疑に入ります。

林幸司君。

○９番（林　幸司君）　せっかくですので、１点だけ質疑をさせていただきます。

消費拡大、健康増進を目的とした条例には大賛成です。

第３条の基本方針を推進するためには予算が必要です。まさか、予算なしでは、絵に描いた餅になりますので、新年度予算の中に推進予算は幾ら計上されているのか、担当課長に説明をしていただければありがたいと思います。

○議長（永井一行君）　企画課長。

○企画課長（加藤繁範君）　それでは、林幸司議員の、たくさん食べよう推進条例についての質疑に回答させていただきます。

第３条の基本方針に伴う当初予算の推進費につきましては、この条例の制定前でしたので、しっかりとした予算化はできておりません。

しかしながら、７款の商工観光費におきまして、野菜ＰＲ事業とする予算がございますので、横浜市、玉村町などでよりＰＲができよう進めてまいりたいと考えております。

また、村では、道の駅の観光交流室に対しまして、観光事業を委託しております。まずは、道の駅とタイアップして、この事業費において事業を進めてまいりたいと考えております。

なお、来月、４月29日の祝日の昭和の日ですが、条例をご承認いただいた場合でありますけれども、初めての29日、やさい王国昭和村の日となりますので、まずは、この日に、来場者に対しまして、やさい王国昭和の日を制定されたことを、したことを周知するイベントを実施していくことで予定をしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○９番（林　幸司君）　終わります。

○議長（永井一行君）　ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　これにて討論を終結いたします。

これより、議案第25号　昭和村の大地からの贈り物をたくさん食べよう推進条例の制定についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君）　挙手全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

以上で村長提案を終わります。

お諮りいたします。

暫時休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君）　暫時休憩といたします。

３時に再開いたしますので、よろしくお願いします。

午後　２時４４分休憩

午後　３時００分再開

○議長（永井一行君）　休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第２３　委員長報告について

○議長（永井一行君）　日程第23、委員長報告について、各常任委員長から報告を求めます。

最初に、総務民生常任委員会委員長、林勝美君。

〔総務民生常任委員会委員長　林　勝美君発言〕

○総務民生常任委員会委員長（林　勝美君）　令和７年３月定例会委員長報告、総務民生常任委員会委員長報告を行います。

総務民生常任委員会に付託されました請願の審査経過と結果について、会議規則第94条第１項の規定によりご報告申し上げます。

３月10日、役場会議室において、委員全員、説明者として村長、関係課長らの出席の下、委員会を開催し、付託案件について慎重審議をいたしました。

受理番号41号、（ケア労働者の賃上げと大幅増員、医療・介護施設への支援拡充を求める）請願書でありますが、政府では、看護師や介護職など社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に比して賃金水準が低い状況であるとして、ケア労働者の賃上げ事業に踏み出しましたが、いまだ、職種や医療、介護施設によっては、報酬も大きく異なり、従事者間では格差が生じています。また、ケア労働者の賃金水準は全産業平均から大きく下回り、医療・介護現場では退職者が増加し、入職者が減少している事態となっているとの請願趣旨でありました。

これらを踏まえ、慎重に審議した結果、賛成多数で採択とすべきものといたしました。

当委員会に付託されました請願の案件につきましては以上であります。

以上を申し上げ、総務民生常任委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（永井一行君）　次に、文教産建常任委員会委員長、倉沢つかさ君。

〔文教産建常任委員会委員長　倉沢つかさ君発言〕

○文教産建常任委員会委員長（倉沢つかさ君）　令和７年３月定例会委員長報告、文教産建常任委員会委員長報告を行います。

文教産建常任委員会に付託されました陳情の審査経過と結果について、会議規則第94条第１項の規定によりご報告申し上げます。

３月11日、役場会議室において、委員全員、説明者として村長、教育長、関係課長、局長らの出席の下、委員会を開催し、慎重審議をいたしました。

受理番号40号、（村道６号線）（川額地内）道路改良整備を求める陳情書であります。

まず、現地調査を行い、状況等を確認いたしました。あわせて、陳情者である川額区長、隣接の地権者から村道根岸６号線について、この道路は川額集落センターにつながる地域の生活道路として利用されております。傾斜もあり、一部コンクリート舗装にはなっておりますが、かなり道路が傷んでおり、また、布設されている側溝との段差もあるので、とても危険で通行に支障を来しているとの説明を受けました。

これらを踏まえ、慎重に審議した結果、全会一致で採択すべきものといたしました。

当委員会に付託されました陳情の案件につきましては以上であります。

以上を申し上げまして、文教産建常任委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（永井一行君）　ここでお諮りいたします。

所管の委員長報告のとおり、決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君）　異議ないものと認め、委員長報告のとおり決定いたします。

◎日程第２４　発議第１号　ケア労働者の賃上げと大幅増員、医療・介護施設への支援拡充を求める意見書について

○議長（永井一行君）　日程第24、発議第１号　ケア労働者の賃上げと大幅増員、医療・介護施設への支援拡充を求める意見書について、提出者から趣旨説明を求めます。

５番議員、林勝美君。

〔５番　林　勝美君発言〕

○５番（林　勝美君）　発議第１号　ケア労働者の賃上げと大幅増員、医療・介護施設への支援拡充を求める意見書について、地方自治法第99条及び昭和村議会会議規則第14条の

規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和７年３月14日提出。

昭和村議会議長、永井一行様。

提出者、林勝美。

賛成者、林栄一、片柳悦夫、沢浦典子、堤宏康。

それでは、意見書（案）の朗読をもって趣旨説明とさせていただきます。

ケア労働者の賃上げと大幅増員、医療・介護施設への支援拡充を求める意見書（案）。

政府は、看護師や介護職など、社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に比して賃金水準が低い状況であるとして、ケア労働者の賃上げ事業に踏み出し、2024年の診療報酬、介護報酬、障害福祉報酬の改定で、賃上げに特化した評価料や加算を盛り込みました。2.5％のベースアップ目標としていたものの、実際の診療報酬のベア評価料や介護報酬の新加算は、その目標に到底及ばないばかりか、病院や診療所、介護施設と在宅介護事業所の間で報酬が大きく異なり、対象外となる従事者もいるため従事者間に不平等を持ち込むことになるとして、賃上げの評価料や加算を申請しない使用者まで出ています。その結果、定期昇給分を含めても２％程度にとどまる賃上げにしかならず、他産業で５から10％の賃上げが実現している中で、ケア労働者の賃金水準はさらに全産業平均から大きく下回る事態となっています。

現在の医療・介護現場では、退職者が増加し、入職者が減少する事態が広がっています。

群馬県の高齢化率は2022年で31％と、全国平均よりも上回っています。それに対し、群馬県の介護職員数は2026年度に1,947人不足、高齢化がピークに達するとされる2040年度には7,845人不足する見通しが報道されました。

県内の介護福祉士養成施設では、入学者の減少が続き、新卒の介護福祉士の採用が年々困難となっています。23年度は、県内10か所の養成施設で定員480人に対して、一般入学者数は129人と、定員充足率は26.9％と３割にも満たない状況です。

その背景には、過酷な労働実態とそれに見合わない低賃金があることは、紛れもない事実です。

私たちは、ケア労働者の賃上げと大幅増員、医療・介護施設への支援拡充のために以下を要請し、実施を強く求めるものです。

記

１、医療や介護現場で働く全てのケア労働者の賃上げと、医師、看護師、介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、人員確保のために必要な追加支援策を実行し、支援すること。

２、全ての医療機関と介護事業所等を対象に、物価高騰や人件費増を補えるだけの診療報酬、介護報酬、障害福祉サービス等報酬を抜本的に引き上げる臨時改定を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和７年３月14日、群馬県昭和村議会議長、永井一行。

提出先、内閣総理大臣様、厚生労働大臣様、財務大臣様、総務大臣様。

以上、趣旨をご理解いただき、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（永井一行君）　これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　これにて討論を終結いたします。

これより発議第１号　ケア労働者の賃上げと大幅増員、医療・介護施設への支援拡充を求める意見書についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君）　挙手全員であります。

よって、発議第１号は原案のとおり可決されました。

以上で議員提案を終わります。

◎日程第２５　議員派遣について

○議長（永井一行君）　日程第25、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付したとおり、議員派遣をしたいと思います。

なお、決定していない部分、事項、また後日変更事項等が生じたときは、議長に一任させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君）　異議ないものと認め、お手元に配付したとおり議員派遣をすることに決定いたしました。

◎日程第２６　委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（永井一行君）　日程第26、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長、特別委員会委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり継続審査及び調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君）　異議ないものと認め、各委員長の申出のとおり閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎日程第２７　字句等の整理委任について

○議長（永井一行君）　日程第27、字句等の整理委任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会で議決された事件について、その字句及び数字等の整理を要するものにつき

ましては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君）　異議ないものと認め、そのとおり決定いたしました。

◎村長挨拶

○議長（永井一行君）　以上で、本日の定例会の会議に付議されました事件は全て終了いたしました。

村長より発言の申出がありましたので、許可いたします。

村長。

〔村長　髙橋幸一郎君発言〕

○村長（髙橋幸一郎君）　議長よりお許しをいただきましたので、閉会に当たり、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

本日、令和７年第１回議会定例会が無事閉会でき、提案いたしました議案につきまして、慎重審議を重ねていただき、心から感謝を申し上げます。

さて、本議会において、昭和村第６次総合計画基本構想をお諮りいたしましたが、総合計画は2034年度までの10年間を示す最上位計画であり、村の目指す将来像とそれを実現するための施策を示しております。村の将来像を「ともにつくろう　輝く昭和村」と掲げさせていただき、基本目標、共通目標の下、様々な事業を進めてまいります。

そして、村づくりの最重要課題として掲げた「人口減少の抑制による、活力ある昭和村の維持」を解決するため、議員の皆様、職員、昭和村に関わる全ての人たちと一緒に考え、悩み、様々な施策に取り組んでまいりたいと思います。

会期中には降雪が見られましたが、春の足音がすぐそこまで近づいております。

まだまだ、インフルエンザなど感染症も流行っております。議員各位におかれましては、健康管理に十分ご留意され、ますますご健勝にて議員活動に精励されご活躍されますことを、心からご祈念申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（永井一行君）　これにて、令和７年第１回昭和村議会定例会を閉会いたします。

議員各位並びに執行部各位には、長期間にわたりまして誠にご苦労さまでした。

午後　３時１８分閉会